

## ◆臨時休園の判断基準について（2024年8月14日作成）

近年は、新型の感染症の蔓延や、地震、台風、大雨など体験した事のない異常気象、はたまた諸外国からの脅威など、通常の生活では想像できない出来事が多々起きています。

ウィズチャイルドでは、お子様の安全の脅威となり得ると判断した場合に、1日～数日間にわたり臨時休園とする場合があります。また、状況により開所時間の短縮などの判断をする場合もあります。

判断は前日或いは当日になる場合もあります。臨時休園については原則保育料の返還は行いません。こういった出来事への緊急対応、安全対策、日常からの想定訓練も含んで保育料を頂いておりますので、予めご了解ください。（新型コロナ対策のように自治体の判断で休園保障する場合を除きます）

- ① **台風**が関東に上陸する場合で、送迎時間が暴風域にあると判断される場合。具体的には風速が10mを超える恐れがある場合や、また、河川氾濫の警戒レベル4以上（または3であっても危険な風速、降雨量、進行速度であると判断される）場合。市内に警報や避難指示が出ている場合など。
- ② **大雨**による危険が想定される場合。具体的には線上降雨帯が地域に懸かる恐れがある場合や、河川の氾濫が予測される場合、暴風が予測される場合。公共交通が止まることが予測される場合など。
- ③ **大雪・寒波**による危険が想定される場合。具体的には過去の実績と比較して危険な降雪量や寒波であると予測される場合、暴風が予測される場合。公共交通が止まることが予測される場合など。
- ④ **ウィルスなどの感染症の流行**による危険が想定される場合。具体的には、同時期(1週間以内を目安)に同じ症状のこどもや職員が10人を超え、収束の目途が立たず、更に感染拡大が予測される場合。通常の集団保育の遂行が困難と判断される場合、想定される事例として、登園許可書や登園届などに記載のある感染症の蔓延や、食中毒が発生した場合など。
- ⑤ **地震や火災の影響**により、通常運営が困難と判断される場合。具体的には、地震や火災により園舎が破損し通常利用できないと判断される場合。この場合はBCP事業継続計画等に則り、多摩市と協議の上、可能な限り姉妹園や近隣施設の利用など臨時措置を講じ、保育所機能の維持を図るものとする。
- ⑥ **不審者**による危険が想定される場合。具体的には、近隣に危険な逃走犯が潜伏している恐れのある場合。保育所の施設や敷地並びに活動範囲や、園関係者などに直接の危険が迫っていると判断される場合。何者かに侵入され、窃盗や破壊行為等によって園内での通常運営、安全な保育ができないと判断される場合。
- ⑦ **外部からの脅威**。具体的には領海・領空侵犯されミサイルの発射又は発射予告がされたり、テロ行為などの影響で運営に直接的に危険と判断される場合。そのほか他国から攻撃を受けている場合及びその恐れがあると判断される場合。
- ⑧ **その他の異常気象など**による危険が想定される場合。常識を超えるような暴風、酷暑や寒波、黄砂やPM2.5など。（これらは判断基準が明確でない為、その都度皆様の同意を得ながら慎重に判断して参りたいと思います。）

- ⑨ 上記のような諸々の事態により、交通手段の計画運休などにより保育士が確保できない場合。
- ⑩ その他、事業者の責任において、お子様の安全の脅威となり得ると総合的に判断した場合。

※これらは、毎年保護者周知と想定訓練を行い、内容についても随時更新するものとする。

※事業者の判断により臨時休園する場合でも、事前に多摩市に報告するものとする。事前が厳しい場合でも同時進行で必ず多摩市に情報を共有するものとする。

※臨時休園の判断基準については、事前に利用者皆様に公表した判断基準に則った判断であれば、その判断に対し自治体から指導を受ける事はない。(東京都保育課に確認済。2024年8月14日)

※この基準は、更新の度に多摩市に提出し了解を得たものである。

※内容については毎年見直しを行い、適宜相応しい内容に更新していくものとする。

株式会社ウィズチャイルド